放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

- NHKでは、放送受信料の支払督促または判決等が確定したにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいていない方々に、強制執行の実施を予告したうえで、お支払いをお願いしてきました。
- それでもなお、お支払いをいただけない 1 1 人の方々について、本日、所在地を 管轄する地方裁判所に対し、強制執行の申立書を発送しました。
- 10人は、9月20日に強制執行の実施を予告した12人のうち、お支払いに応じていただけない方々です。(2人は、一部お支払いいただきました)

1人は去年11月16日に予告し、その後一部のお支払いをいただいたものの、 最終的に全額のお支払いをいただけていない方です。

○ 今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納をすすめていきます。

【申し立ての概要】

•対 象 11人

内訳 東京都(2人) 神奈川県(2人) 群馬県(1人)

大阪府(1人) 京都府(1人) 兵庫県(1人)

山口県(1人) 佐賀県(1人)

静岡県 (1人) ※昨年11月16日の強制執行の実施予告対象者

- ・申し立て先 対象者の所在地を管轄する地方裁判所
- ・申し立て日 平成23年10月13日

※なお、群馬県と佐賀県および静岡県では、初の強制執行申し立てとなります。

これまでの強制執行実施結果について

NHKでは過去に29人について強制執行を申し立て、11人について全額または一部取立てを実施しました。自らお支払いいただいた方を含め、20人から全額を収納し、9人が手続き中です。今回を合わせると、これまでに申し立ての対象となった方は40人、手続き中の方が20人となります。